

行財政改革推進計画の修正・新規追加等一覧

	計画名	課名	推進計画 ページ	区分	内容
1	食育推進体制の見直し	健康増進課	39	修正	年度別計画「第3次岡崎市食育推進計画の策定」検討・準備作業を前倒し。
2	地籍調査計画	都市計画課	43	修正	事業費の増加に伴い、平成27年度以降の数値目標を修正。
3	みちづくりプランの策定・活用	道路建設課	44	修正	みちづくりプランの策定完了に伴い、計画全体の変更と数値目標の新規設定。
4	老朽塩化ビニル管の更新	水道工事課	47	修正	塩化ビニル管の更新工事期間の延長に伴い、数値目標を変更。
5	計画的な公共建築物整備事業の実施	施設保全課	82	修正	対象となる施設数の変更に伴い、数値目標を修正。
6	おかざき健康マイレージ事業のシステム化	健康増進課	90	新規追加	取組みの新規追加。
7	地域における保健活動の地区担当制の導入	健康増進課	91	新規追加	取組みの新規追加。
8	岡崎駅東土地地区画整理施行地区内における占有物の有料化	市街地整備課	92	新規追加	取組みの新規追加。

【変更前】

計画番号	25	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進		イ 事務事業の見直し		
計画名	食育推進体制の見直し				課等の名称	健康増進課	
現状・課題							
平成17年の食育基本法施行を契機として、平成19年に岡崎市食育推進会議を設置し、岡崎市食育推進計画（平成20年度～平成23年度）及び第2次岡崎市食育推進計画（平成24年度～平成28年度）に基づき、食育の推進に取り組んでいる。 岡崎市食育推進会議は、市長を会長とし、関係団体等の長を委員とする食育施策の実施推進機関であるにもかかわらず、会議開催にあたっては、委員（28名）の日程調整に困難を伴うため、開催回数が限られ、また、具体的な意見が出にくい雰囲気があり、第3次岡崎市食育推進計画（平成29年度～）の策定にあたり、より具体的な市民意見を活かすことができるよう組織の活性化を図ることが課題となっている。							
実施概要							
食育推進会議現委員の任期満了（平成27年8月23日）に伴う、次期委員任命のタイミングで、より具体的な意見が出やすい機動的な会議（学識経験者をトップとする専門部会等）を設置することにより、協議検討体制の充実を図る。委員の任期は2年であることから、この体制の在り方については、その都度検証し、検討を加え、ニーズに合ったより良い推進組織体制を確保する。 第3次岡崎市食育推進計画策定にあたっては、市民意識調査を実施し、国や県が示す上位計画及び健康おかざき21計画（第2次）との整合性に配慮しつつ、新たな推進組織体制のもと、本市の実情にあった計画となるようしっかり検討する。 また、食育推進計画の年度ごとの進捗管理についても、新たな推進組織体制を活用し、Plan-Do-Check-Action（PDCA）サイクルの仕組み作りに取り組む。							
年度別計画		27	28	29	30	31	32
食育推進組織の活性化	計画						
	実績						
第3次岡崎市食育推進計画の策定	計画						
	実績						
新たな計画進捗管理方法の導入	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	31	32
会議（食育推進会議・同専門部会）開催回数（回）	計画	2	2	3	3	3	3
	実績						
効果							
食育推進組織の活性化を図ることにより、市民の視点で食育推進施策の検証がなされ、より具体的な市民の意見が反映され、本市の実情に合わせた食育を推進することができる。							

【変更後】

状態	進行中						
計画番号	25	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進		イ 事務事業の見直し		
計画名	食育推進体制の見直し			課等の名称		健康増進課	
現状・課題							
平成17年の食育基本法施行を契機として、平成19年に岡崎市食育推進会議を設置し、岡崎市食育推進計画（平成20年度～平成23年度）及び第2次岡崎市食育推進計画（平成24年度～平成28年度）に基づき、食育の推進に取り組んでいる。 岡崎市食育推進会議は、市長を会長とし、関係団体等の長を委員とする食育施策の実施推進機関であるにもかかわらず、会議開催にあたっては、委員（28名）の日程調整に困難を伴うため、開催回数が限られ、また、具体的な意見が出にくい雰囲気があり、第3次岡崎市食育推進計画（平成29年度～）の策定にあたり、より具体的な市民意見を活かすことができるよう組織の活性化を図ることが課題となっている。							
実施概要							
食育推進会議現委員の任期満了（平成27年8月23日）に伴う、次期委員任命のタイミングで、より具体的な意見が出やすい機動的な会議（岡崎市食育推進会議条例第5条に基づく専門委員）を設置することにより、協議検討体制の充実を図る。委員の任期は2年であることから、この体制の在り方については、その都度検証し、検討を加え、ニーズに合ったより良い推進組織体制を確保する。 第3次岡崎市食育推進計画策定にあたっては、市民意識調査を実施し、国や県が示す上位計画及び健康おかし21計画（第2次）との整合性に配慮しつつ、新たな推進組織体制のもと、本市の実情にあった計画となるようしっかり検討する。 また、食育推進計画の年度ごとの進捗管理についても、新たな推進組織体制を活用し、Plan-Do-Check-Action（PDCA）サイクルの仕組み作りに取り組む。							
年度別計画		27	28	29	30	31	32
食育推進組織の活性化	計画						
	実績						
第3次岡崎市食育推進計画の策定	計画						
	実績						
新たな計画進捗管理方法の導入	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	31	32
会議（食育推進会議・同専門委員会）開催回数（回）	計画	2	2	3	3	3	3
	実績	2					
効果							
食育推進組織の活性化を図ることにより、市民の視点で食育推進施策の検証がなされ、より具体的な市民の意見が反映され、本市の実情に合わせた食育を推進することができる。							

【変更前】

計画番号	29	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進		イ 事務事業の見直し		
計画名	地籍調査計画				課等の名称	都市計画課	
現状・課題							
土地の売買・相続・開発・公共用地の取得等においては、土地の正確な地籍（地番、地目、境界、面積、所有者）が必要となる。地籍の情報は、登記所の簿冊（登記簿）と地図によって表される。現在の記録は、明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎として作成されたままのものが多く、境界、面積等が正確ではない。この状態では、土地に関わる多くの経済活動や行政活動に支障をきたしている。災害等により土地の形態が変更となれば、被災地の土地の境界や権利関係が不明確なため、復旧に支障をきたしている事例が多くある。課税に対しても、地籍が不正確である場合、不公平なものとなっている。							
実施概要							
公共用地だけでなく、民間の所有地も含めて、地籍調査を実施し、正確な土地の地籍を確定していく。 地籍調査では、地球上の座標値により、土地の境界の位置を定める。定めた位置を、関係土地所有者で確認し、了解の基に、地図を作成する。作成した地図を、登記所に備え付けることにより、公的に保管され、現地に杭等が不明となっても、正確に復元することが可能となる。 地籍調査は、市が実施主体となって、一定の面積で継続的に計画的に調査を行う。 調査区域は、市街化区域内から調査し、その後市街化調整区域、都市計画区域外とする。 調査においては、地域の代表者及び土地所有者の協力で実施するものであり、市と住民が連携して実施することが必要となる。地籍調査を実施する費用は、市が負担し、一部、国・県の補助となる。地籍調査による土地所有者の費用負担は、測量等による費用は、市の負担となり、土地所有者は、境界の確定及び立会いにおける費用だけとなる。							
年度別計画		27	28	29	30	31	32
地籍調査	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	31	32
地籍調査面積（ha）	計画	5	10	10	10	10	10
	実績						
効果							
境界杭の紛失や災害時での境界の復元が容易となる。 相続や公共用地の取得等による分筆時の測量費が軽減される。 正確な土地相続が可能となる。 相続や土地活用、公共地の取得時の境界紛争を未然に防止できる。 固定資産税や相続税、抵当権等の平等・公正・適正な評価が実施できる。							

【変更後】

状態	進行中						
計画番号	29	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し			
計画名	地籍調査計画			課等の名称	都市計画課		
現状・課題							
土地の売買・相続・開発・公共用地の取得等においては、土地の正確な地籍（地番、地目、境界、面積、所有者）が必要となる。地籍の情報は、登記所の簿冊（登記簿）と地図によって表される。現在の記録は、明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎として作成されたままのものが多く、境界、面積等が正確ではない。この状態では、土地に関わる多くの経済活動や行政活動に支障をきたしている。災害等により土地の形態が変更となれば、被災地の土地の境界や権利関係が不明確なため、復旧に支障をきたしている事例が多くある。課税に対しても、地籍が不正確である場合、不公平なものとなっている。							
実施概要							
公共用地だけでなく、民間の所有地も含めて、地籍調査を実施し、正確な土地の地籍を確定していく。 地籍調査では、地球上の座標値により、土地の境界の位置を定める。定めた位置を、関係土地所有者で確認し、了解の基に、地図を作成する。作成した地図を、登記所に備え付けることにより、公的に保管され、現地に杭等が不明となっても、正確に復元することが可能となる。 地籍調査は、市が実施主体となって、一定の面積で継続的に計画的に調査を行う。 調査区域は、市街化区域内から調査し、その後市街化調整区域、都市計画区域外とする。 調査においては、地域の代表者及び土地所有者の協力で実施するものであり、市と住民が連携して実施することが必要となる。 地籍調査を実施する費用は、市が負担し、一部、国・県の補助となる。地籍調査による土地所有者の費用負担は、測量等による費用は、市の負担となり、土地所有者は、境界の確定及び立会いにおける費用だけとなる。							
年度別計画		27	28	29	30	31	32
地籍調査	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	31	32
地籍調査面積（ha）	計画	16	47	69	92	97	98
	実績	19					
効果							
境界杭の紛失や災害時での境界の復元が容易となる。 相続や公共用地の取得等による分筆時の測量費が軽減される。 正確な土地相続が可能となる。 相続や土地活用、公共地の取得時の境界紛争を未然に防止できる。 固定資産税や相続税、抵当権等の平等・公正・適正な評価が実施できる。							

【変更前】

計画番号	30	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進		イ 事務事業の見直し			
計画名	(仮称) みちづくりプランの策定・活用				課等の名称	道路建設課		
現状・課題								
現在、都市計画道路や幹線道路以外の道路整備において、全庁で実施している事務事業評価にて各課評価を行っているが、道路整備に係る具体的基本方針やアウトカム指標・目標値を定めたものがないため、個々の路線で計画・評価を行っており、市全体的に見た各路線の重要性、優先度等は曖昧な状態である。 事業実施に関しては、対市民への説明責任も求められるため、基本方針を明確にし、目標値には整備延長の進捗などアウトプットのものの他、長期的に見たアウトカム指標を設定し、市の道路全般において計画に基づいた評価、整備を行っていく必要がある。								
実施概要								
上位計画（岡崎市総合計画・都市計画マスタープラン等）の補完を目的として、都市計画道路や幹線道路以外の補助幹線道路や生活道路の整備、防災・事故対策、道路維持修繕など道路事業全般において網羅する道路整備プログラム（（仮称）みちづくりプラン）を構築し、基本方針や指標・目標値を定め、道路の必要性・整備効果などを検証していく。平成26年度に策定し、平成27年度より実施していく予定である。 路線の選定にあたっては、安直に継続路線を優先することなく、この（仮称）みちづくりプランに基づいて事業の効果や他事業の関係性等を客観的な数値評価で総合判断し、必要性、効率性の高い事業を選択し実施していく。								
年度別計画			27	28	29	30	31	32
みちづくりプランの事業実施	計画							
	実績							
事業評価の実施・見直し	計画							
	実績							
数値目標			27	28	29	30	31	32
数値目標が設定できない理由		(仮称) みちづくりプランを策定次第、具体的な数値目標を検討する。						
効果								
市内の渋滞緩和、交通の円滑化、人身事故の減少及び橋りょうの耐震化の促進等、都市基盤・生活基盤の整備を行い、日常生活における安全で快適な移動社会はもとより、災害時の避難・復旧活動における市民の安全確保や、復興・救援物資輸送ルートの確保を図る。								

【変更後】

状態	進行中						
計画番号	30	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し			
計画名	みちづくりプランの策定・活用			課等の名称	道路建設課		
現状・課題							
都市計画道路は、道路整備プログラムにより道路網の必要性による優先順位により整備を進めているが、一般市道の道路整備等の事業は、具体的な基本方針がなく、アウトカム指標・目標値も設定されていないため、各事業ごとの重要性、優先度等を評価し、計画的な整備を実施することは困難である。 今後、財政状況も厳しい中、維持管理も含めた道路事業に対して、市民への説明責任も必要なことから、基本方針によるアウトカム指標や目標値を設定し、その評価に基づく事業計画を策定することが必要である。							
実施概要							
上位計画（岡崎市総合計画・都市計画マスタープラン等）を基本とし、道路整備について基本方針や指標・目標値を定め、道路の必要性・整備効果などを検証するために「みちづくりプラン」を平成26年度に策定し、路線ごとに評価して重要度の高い路線を優先的に実施していく。また、財源の確保として、「みちづくりプラン」に基づいた「地域再生計画」を策定し、地域再生基盤強化交付金の確保も進めている。今後は、この2つの計画である「みちづくりプラン」と「地域再生計画」に基づき、道路事業の進捗を図っていく予定である。							
年度別計画		27	28	29	30	31	32
みちづくりプランの実施	計画						
	実績						
地域再生計画（交付金事業）の実施	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	31	32
市民病院への所要時間の短縮 （H26:平均37分→H32:平均34分）	計画						34
	実績						
効果							
「みちづくりプラン」の評価基準に基づき計画的な道路整備を実施することにより、市内の渋滞緩和、交通の円滑化、人身事故の減少等、日常生活における安全で快適な移動社会が実現できる。							

【変更前】

計画番号	33	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進		イ 事務事業の見直し		
計画名	老朽塩化ビニル管の更新				課等の名称	水道工事課	
現状・課題							
老朽管路の更新については、現在、老朽鋳鉄管の更新を平成29年度完了目標に行っている。今後は、漏水事故に伴う断水や濁り水などで、水道利用者に迷惑を掛けている老朽塩化ビニル管について、早急に、漏水事故率が低く耐震性を兼ね備えた管種への布設替えが課題となっている。							
実施概要							
市内に埋設されている塩化ビニル管について、口径、布設年度別に抽出を行い、過去の漏水事故経歴を加味して更新の優先順位付けを行い、布設替えの年次計画の策定を行う。 布設替えの年次計画に基づいた事業費の算定を行い、予算を十分確保することで円滑に更新事業を推進する。 更新計画は、単に既設管と同口径で布設替えを行うのではなく、今後の社会環境の変化を踏まえた管路の統廃合や縮径なども考慮した計画を行っていく。合わせて、災害への備えを強化するため、耐震機能を有した管路に更新する計画を行う。							
年度別計画		27	28	29	30	31	32
年次計画策定 (口径75mm～口径150mm)	計画						
	実績						
事前調査及び設計図書作成 (口径75mm～口径150mm)	計画						
	実績						
更新工事実施 (口径75mm～口径150mm)	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	31	32
塩化ビニル管更新率 (口径75mm～口径150mm) (%)	計画		20	41	61	82	100
	実績						
効果							
漏水事故を減らすことにより、漏水事故に伴う被害の減少と修繕工事に伴う事業費の削減が期待できるうえに、水道水の安定供給を一層高めることができる。							
財政効果額（千円）		27	28	29	30	31	32
漏水修繕費用の削減	見込		▲ 895	▲ 895	▲ 895	▲ 895	▲ 806
	実績						

【変更後】

状態	進行中						
計画番号	33	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し			
計画名	老朽塩化ビニル管の更新			課等の名称	水道工事課		
現状・課題							
老朽管路の更新については、現在、老朽鋳鉄管の更新を平成29年度完了目標に行っている。今後は、漏水事故に伴う断水や濁り水などで、水道利用者に迷惑を掛けている老朽塩化ビニル管について、早急に、漏水事故率が低く耐震性を兼ね備えた管種への布設替えが課題となっている。							
実施概要							
市内に埋設されている塩化ビニル管について、口径、布設年度別に抽出を行い、過去の漏水事故経歴を加味して更新の優先順位付けを行い、布設替えの年次計画の策定を行う。 布設替えの年次計画に基づいた事業費の算定を行い、予算を十分確保することで円滑に更新事業を推進する。 更新計画は、単に既設管と同口径で布設替えを行うのではなく、今後の社会環境の変化を踏まえた管路の統廃合や縮径なども考慮した計画を行っていく。合わせて、災害への備えを強化するため、耐震機能を有した管路に更新する計画を行う。							
年度別計画		27	28	29	30	31	32
年次計画策定 (口径75mm～口径150mm)	計画						
	実績						
事前調査及び設計図書作成 (口径75mm～口径150mm)	計画						
	実績						
更新工事実施 (口径75mm～口径150mm)	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	31	32
塩化ビニル管更新率 (口径75mm～口径150mm) (%)	計画		5	24	42	61	80
	実績						
効果							
漏水事故を減らすことにより、漏水事故に伴う被害の減少と修繕工事に伴う事業費の削減が期待できるうえに、水道水の安定供給を一層高めることができる。							
財政効果額（千円）		27	28	29	30	31	32
漏水修繕費用の削減	見込		▲ 895	▲ 895	▲ 895	▲ 895	▲ 806
	実績						

【変更前】

計画番号	66	体系	(4)健全な財政運営の推進		才 公有財産の効果的・効率的運営		
計画名	計画的な公共建築物整備事業の実施				課等の名称	施設保全課	
現状・課題							
すべての市有建築物を長寿命化した場合、将来において限られた財源では適正に施設整備することが難しい状況である。建物の長寿命化は、コスト削減につながるが、保全計画によって市有建築物の整備を効果効率的に行う必要がある。							
実施概要							
・市有建築物の老朽化や劣化が進行する中、基本方針に基づき市有建築物管理保全システムを構築した。このシステムによって保全計画を策定して建物の長寿命化及び事業費の平準化を検討し、短期保全計画から公共建築物整備事業を毎年見直し実施する。 ・建築基準法に基づく市有建築物の定期点検を一元的に行うことで、点検内容を把握して的確な判断により建物の改修、修繕につながる保全計画に反映させる。さらに定期点検の一部を職員による直営点検に移行し、このうち建築物点検は業務の平準化を図る。 ・施設を良好な状態で保つための維持管理委託業務が、適正な発注及び管理が出来るように委託業務の発注仕様書及び積算基準の見直しを行い、業務の適正化を図る。また、見直し後の業務について検証を継続的に実施する。							
年度別計画		27	28	29	30	31	32
公共建築物整備事業の見直し	計画						
	実績						
公共建築物整備事業の実施	計画						
	実績						
定期点検業務の実施	計画						
	実績						
委託業務の適正化と検証	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	31	32
建築設備定期点検（毎年実施）の直営実施の施設数（施設）	計画	170	170	170	170	170	170
	実績						
建築物定期点検（3年に1回実施）の直営実施の施設数（施設）	計画	70	100	70	40	60	70
	実績						
効果							
計画的な公共建築物整備事業を行うことにより効率的な財政負担の平準化が可能となる。定期点検を一元的に行うことで優先順位の高い建物から計画的に整備することができる。また、直営点検移行により委託料の削減が図れる。委託業務の仕様書及び積算基準の統一や見直しを行うことにより業務の適正化とコスト縮減につながる。							
財政効果額（千円）		27	28	29	30	31	32
委託業務の見直しによるコスト削減	見込	▲ 3,000					
	実績						

【変更後】

状態		進行中					
計画番号	66	体系	(4)健全な財政運営の推進	才 公有財産の効果的・効率的運営			
計画名	計画的な公共建築物整備事業の実施			課等の名称	施設保全課		
現状・課題							
すべての市有建築物を長寿命化した場合、将来において限られた財源では適正に施設整備することが難しい状況である。建物の長寿命化は、コスト削減につながるが、保全計画によって市有建築物の整備を効果効率的に行う必要がある。							
実施概要							
・市有建築物の老朽化や劣化が進行する中、基本方針に基づき市有建築物管理保全システムを構築した。このシステムによって保全計画を策定して建物の長寿命化及び事業費の平準化を検討し、短期保全計画から公共建築物整備事業を毎年見直し実施する。 ・建築基準法に基づく市有建築物の定期点検を一元的に行うことで、点検内容を把握して的確な判断により建物の改修、修繕につながる保全計画に反映させる。さらに定期点検の一部を職員による直営点検に移行し、このうち建築物点検は業務の平準化を図る。 ・施設を良好な状態で保つための維持管理委託業務が、適正な発注及び管理が出来るように委託業務の発注仕様書及び積算基準の見直しを行い、業務の適正化を図る。また、見直し後の業務について検証を継続的に実施する。							
年度別計画		27	28	29	30	31	32
公共建築物整備事業の見直し	計画						
	実績						
公共建築物整備事業の実施	計画						
	実績						
定期点検業務の実施	計画						
	実績						
委託業務の適正化と検証	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	31	32
建築設備定期点検（毎年実施）の直営実施の施設数（施設）	計画	170	163	163	163	163	163
	実績	171					
建築物定期点検（3年に1回実施）の直営実施の施設数（施設）	計画	70	90	70	45	48	70
	実績	69					
効果							
計画的な公共建築物整備事業を行うことにより効率的な財政負担の平準化が可能となる。定期点検を一元的に行うことで優先順位の高い建物から計画的に整備することができる。また、直営点検移行により委託料の削減が図れる。委託業務の仕様書及び積算基準の統一や見直しを行うことにより業務の適正化とコスト縮減につながる。							
財政効果額（千円）		27	28	29	30	31	32
委託業務の見直しによるコスト削減	見込	▲ 3,000					
	実績	▲ 3,000					

【新規追加】

状態	新規						
計画番号	新規①	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進		イ 事務事業の見直し		
計画名	おかざき健康マイレージ事業のシステム化			課等の名称	健康増進課		
現状・課題							
平成27年6月に開始した健康マイレージ事業は、健康づくりによるインセンティブを得ることで、健康づくりに関心が薄い層にも運動・栄養等の健康的な生活習慣を定着させる方法として効果が検証されており、平成27年度は2,000人を超える市民が参加した。今後、さらに本来のターゲットである働き世代の参加者を増やすことで市民の健康寿命の延伸につながると推測される。 そのためには、働き世代が容易に参加できるしくみ、楽しみながら参加できるしくみや増加する参加者のデータ管理、分析を行うことを目的としたシステムの導入が検討課題となっている。							
実施概要							
健康マイレージ事業のシステム化により、参加者がPC、スマートフォン等で自ら登録したデータや日々の健康記録を利用することで参加者管理を容易にし、事務量を最小限に抑えることで、企業等に参加者の健康づくりに関するデータ分析結果をフィードバックし、地域と職域が連携した健康づくりを実現していく。 また、参加者の健康的な生活習慣の継続意欲を引き出せるよう、体重や歩行数、野菜摂取量のグラフ化や参加者内でのランキング付け、歩行数に応じたバーチャルウォーキング等を取り入れるとともに、通知機能を活用して、個々の参加者に合った継続支援を行ったり、健康講座等のイベント情報を必要とする人に直接提供することで、健康マイレージ事業以外の健康づくり事業の充実を図っていく。 さらに企業や仲間でのグループ登録やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報拡散を推進し、働き世代の参加者の増加を図っていく。また乙川リバーフロント地区のウォーキングコースの整備に合せ、ウォーキングコース利用を健康づくりの一環としてシステムに組み込むことで、乙川リバーフロント地区を活用した健康づくりを促進する。							
年度別計画		27	28	29	30	31	32
システム導入	計画	—					
	実績	—					
健康づくりに関するデータ分析結果をフィードバック	計画	—					
	実績	—					
乙川リバーフロント地区のウォーキングコースのシステムへの組み込み	計画	—					
	実績	—					
数値目標		27	28	29	30	31	32
健康マイレージ事業参加者数	計画	—	2,000	2,500	4,000	4,500	6,000
	実績	—					
効果							
健康マイレージ事業のシステム化を図り、市民に新たな切り口で健康づくりに興味を持たせることができる。また、市民の健康づくりの取組みをデータ分析することで、健康づくりの実態の見える化を図ることができる。							

【新規追加】

状態	新規						
計画番号	新規②	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進		イ 事務事業の見直し		
計画名	地域における保健活動の地区担当制の導入			課等の名称		健康増進課	
現状・課題							
生活習慣病対策をはじめとして、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、住民等との連携及び協働がますます重要となってきた。地方分権の一層の進展により、地域において保健師が保健活動を行うにあたっては、保健師の果たすべき役割を認識した上で、住民、世帯及び地域の健康課題を主体的に捉えた活動を展開していくことが重要となっており、地域保健関連施策の担い手としての保健師の活動の在り方も大きく変容しつつある。 これまでの保健師の保健活動は、住民に対する直接的な保健サービスや福祉サービス等の提供及び総合調整に重点を置いて活動するとともに、地域保健関連施策の企画、立案、実施及び評価、総合的な健康施策への積極的な関与を進めてきたが、今後はこれらの活動に加えて、持続可能でかつ地域特性を活かした健康なまちづくり、災害対策等を推進することが必要である。 このような現状の中、厚生労働省から「地域における保健師の保健活動について」(平成25年4月19日付健発0419第1号)において、地域における保健師の保健活動のさらなる推進を図るよう要請されており、本市の縦割りの業務分担及び健康増進課内の業務分担の中でそれぞれの地区担当を設けている現在の体制では、住民、世帯及び地域の健康課題を主体的に捉えた活動の展開が十分にできていないことから、根本的な業務体制の見直しが急務となっている。							
実施概要							
地域における保健師の保健活動を充実するにあたり、保健師の地区担当制の導入を進めるため、母子保健1,2班において専門業務担当保健師(サービスマネージャー)と地区業務担当保健師(エリアマネージャー)に分けた体制とし、さらに他班の地区活動も行うモデル地区を選定して試行実施し、検証を行いつつ、徐々に地区を増加させ、平成32年度を目標に全市域に拡大する。							
年度別計画		27	28	29	30	31	32
モデル地区を選定し試行・課題の洗い出し・よりよい体制の検討	計画	—					
	実績	—					
保健師等専門職の全庁的業務調整	計画	—					
	実績	—					
人材育成研修の実施	計画	—					
	実績	—					
数値目標		27	28	29	30	31	32
モデル試行地区(中学校区)	計画	—	1	5	10	15	20
	実績	—					
効果							
- 縦割りの業務分担では、市民が「どこに」「どのように」相談していいのかわからなかった点が解消できる。 - 日常的な保健活動をとおり、求めが無いところも入り込んでいける機能は保健師固有のものであり、予防的介入が可能となる。 - 災害時の安否確認や保健活動に有効な情報を持ち、初動判断も的確となり、被災の軽減につながる。 - 地区活動をとおり、関係者・住民との協働により、地域の解決力を高めることができる。 - 健康課題の解決や健康水準の改善が地域ぐるみで推進でき、医療費の抑制につながる。							

【新規追加】

状態	新規							
計画番号	新規③	体系	(4)健全な財政運営の推進		ウ 受益者負担の適正化			
計画名	岡崎駅東土地区画整理事施行地区内における占用物の有料化				課等の名称		市街地整備課	
現状・課題								
本市において、市道にある電柱などの占用物については、「岡崎市道路の占用に関する条例」に基づいて占用料の徴収を行っている。しかし、岡崎駅東土地区画整理事業施行地区内の管理地（道路予定地）の占用物については、区画整理事業に伴い占用物の移設をお願いする必要があることから、土地区画整理事業管理地取扱要綱を根拠に占用料を無料としてきた。現在、事業は終盤になっており、仮換地については、ほぼ100%使用収益を開始しており、また区画整理事業に伴う占用物の移設についても、ほぼ完了したことから、占用料を無料としていることについて見直す時期にきている。 ※仮換地…公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るために行なう土地区画整理事業において、事業の施行中に、従前の宅地などの所有者に対し、従前の宅地の代わりに使用できるように割り当てられた土地								
実施概要								
土地区画整理事業管理地取扱要綱の改正を行い、岡崎駅東土地区画整理事業地区内の管理地（道路予定地）における占用物について、岡崎市道路の占用に関する条例（昭和29年岡崎市条例第10号。）の定めるところに準じて使用料の徴収を行うこととする。								
年度別計画			27	28	29	30	31	32
周知	計画	—						
	実績	—						
指針、要綱等の見直し	計画	—						
	実績	—						
数値目標			27	28	29	30	31	32
使用料収入（千円）	計画	—	200	200	200	200	200	200
	実績	—						
効果								
①市道と同様の取り扱いとなることから、説明責任が向上する。 ②使用料収入により歳入の増加を見込むことができる。 ③岡崎市道路の占用に関する条例により占用料の徴収を行うため、道路維持課への事務移管をスムーズに行うことができる。								
財政効果額（千円）			27	28	29	30	31	32
使用料収入	見込	—	200	200	200	200	200	200
	実績	—						